

第3次滑川町行政改革大綱

改訂版



平成22年9月2日改訂

1. 目的

21世紀が到来し、少子・高齢化の一層の進展、住民の価値観の多様化、環境への関心の高まり等、社会経済情勢が大きく変化している中で、地方自治は真の分権型社会という新しい時代を迎えようとしている。

このような状況下、本町が目指す将来像である「人と自然の共生 愛ふるタウン滑川」実現のため、自らの責任において、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質を強化し、公共の福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが必要である。

そのために本町は、平成9年3月に策定した「滑川町行政改革大綱」（以下「旧大綱」という。）の進捗状況及び社会経済情勢の変化を踏まえ、より簡素で効率的、かつ創造的な行政体制の構築・運営の確立をめざすため、旧大綱の見直しを総合的に行い、概ね今後5年間にわたって取り組む第3次滑川町行政改革大綱（以下「新大綱」という。）を策定するものである。

(1) これまでの取り組み

本町では、平成9年3月に旧大綱を策定したが、その後の地方の行政改革をめぐる情勢としては、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」において、国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権を推進するとされている。

このように地方分権推進の大きな流れや、地方行政を取り巻く厳しい環境に対応した、簡素で効率的な町政を確立するため、旧大綱を策定し、住民サービスの向上、組織の活性化、開かれた町政（住民との協働）、財政の健全化、地方分権の5つの視点に基づき、住民福祉の向上を第一義に行政改革を進めてきた。

(2) 新大綱の位置付け

行政改革は、本来、町政の理念や政策目標、すなわち本町における総合振興計画を前提として、それを最も効率的かつ効果的に実現するために必要な制度、政策、組織、業務運営の改革を行うものであり、それゆえ新大綱は第4次総合振興計画と並ぶ本町政運営の両輪とも言うべき重要な指針である。

2. 計画年次

大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5か年計画としたが、当分の間、引き続き継続するものとし、平成17年度に策定・公表の集中改革プランに基づいて実施するものとする。

3. 推進体制

新大綱に基づく行政改革は、住民の理解と協力を得ながら推進するとともに、職員一人ひとりが日常業務の中で、行政改革を自らの課題として、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）による不断の点検により取り組むことが何よりも重要である。

このため、行政改革の推進にあたっては、行政改革推進体制の強化を図り、「滑川町行政改革推進本部」を中心に取り組み、住民の理解と協力が得られるように、その推進状況を広く公表するものとする。

また、行政改革の推進管理にあたっては、議会とも連携しつつ、住民の代表者等からなる「滑川町行政改革推進委員会」の報告・提言を得ながら一体となって取り組み、より効果的な推進に努めるものである。

4. 行政改革を進める5つの視点

今回の行政改革を推進するにあたり、次の5つの視点を設ける。

(1) 住民サービスの向上

町政に対する住民の評価は、役場の顔である窓口や様々な部署における職員の対応に左右される。「住民＝お客様」という基本認識のもと、窓口等における対応の改善を図り、住民の満足度を高めるために、既存のサービスについて、内容や提供方法等を含めて見直し、時代に即した住民サービスの向上に努める。

(2) 組織の活性化

全ての公共サービスに係る経費が住民の税金等によって賄われているという点に返り、町政運営に当たっては経営感覚やコスト意識を持ち、常に住民の立場で考える政策的視点を持った職員の育成に努める。

また、前例踏襲主義を排した創造性に溢れた職員を育成していくために、チャレンジ的な職場風土への改善を図り、併せて職員の倫理意識の向上と職場の活性化に取り組む。

(3) 開かれた町政（住民との協働）

低迷を続ける社会経済の中で、限られた行政資源を活用し、自立した町づくりを目指すためには、これまでの「サービスの供給主体が行政、受け手が住民」という既存の制度を脱する必要から、町政情報を積極的に提供し、透明性の高い町政運営を行いながら、住民の意見を取り入れる仕組みの充実を図り、住民との協働の町づくりをより高度な目標に向かって進めていく。

(4) 財政の健全化

町財政の厳しい現状を踏まえ、前例踏襲主義や予算の増分主義などから脱却し、事業の重点化・効率化を図りながら、後世に大きな負担を残さない健全な財務体質への変換に努め、財政構造の硬直化の回避を目指す。

また、その体質変換に当たっては、真のコスト意識を持ち、民間の企業経営の優れたところを取り入れるなど、従来と異なる行政運営を目指す。

(5) 地方分権

今、国と地方公共団体の関係は大きな変革の過渡期を迎えている。地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方の役割分担を明確にし、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本的な考え方とする住民の総意のもとに、より身近な活気ある個性的な町づくりを進め、真の地方自治の確立を目指そうとするものである。

この実現のためには、その財源の確保までも含めて対象となるが、町ではこれを積極的に受け入れ、その受け皿づくりや、町づくりの方向について進めていく。

5. 行政改革を進める8つの重点事項

今回の新大綱においては、次に掲げる8項目を引き続き重点事項として設ける。

(1) 時代に即応した事務事業、組織・機構の見直し

- 広域的な対処が適切な事業は、その積極的な推進を図る。
- 新しい行政課題やニーズ、社会経済の変化に即応できるよう組織・機構を見直し、時代に即応した再編成を行う。
- 既存の政策・施策・事務事業について、行政評価等を積極的に活用し、PDCAサイクルを確立・活用することによって、その目的、手段、投入した経営資源等の必要性、有効性、妥当性等を検証し、効率的・効果的な行政組織運営を図る。
- 町が実施している事務事業の全般にわたってPDCAサイクルによる見直しを行い、

行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、効果等を勘案し、その効率化を図る。

(2) 経費節減等の財政の健全化

- 財政運営の健全化を図るため、積極的に歳入の確保を図る。
- 税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の向上に積極的に努める。また、その他の収入についても、受益と負担の適正化や徴収率の向上等、自主財源の確保に努める。
- 財政状況と行政需要、行政課題を的確に把握し、実施すべき施策の適正な選択を図るとともに経費の節減に努め、限られた財源の重点的・効率的運用に努める。
- 補助金等は、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等を精査し、整理合理化を推進する。

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

- 職員の定員管理については、平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づき、数値目標を定めた取組みを推進してきたが、社会経済情勢等を踏まえ、事務事業の見直し、組織の活性化、住民サービスの向上、民間委託を積極的に推進し、適正な定員管理を進めるとともに、定員適正化計画の見直しを図る。
- 職員の給与については、職務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力に推進するとともに、昇格・昇給の適切な運用を図る。また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事院勧告をはじめとした国等に準じて、給与の在り方の見直しに向けた取組みを推進する。特殊勤務手当等の諸手当については、再度点検を行う。
- 職員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民へ情報を公開する。

(4) 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進

- 住民と行政との相互理解と認識を深め、広く住民の協力を得て、行政運営の円滑な遂行を図る。
- 職員参加による明確な目標設定、事業計画の進行管理の徹底により行政運営の改善に努める。
- 職員の意識改革と能力開発の推進を図る。

(5) 電子自治体の推進

- 総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、業務改革を推進する。
- 市内LANを積極的に活用し、事務処理の効率化及び行財政運営の簡素化を図るため、さらにOA化を推進する。

(6) 民間委託等の推進

- 行政責任の確保、住民サービスの向上が図られることに留意しながら、事務事業全般にわたり改めて点検を行ない計画的な民間委託等の推進を図る。
- 現在、管理委託や直営で管理している公の施設は、施設の廃止を含めた管理の在り方について、指定管理者制度への移行を含めて総合的に点検する。
- 施設の新設、改築等にあたっては、他の施設との機能、役割分担を明確にするとともに、当該施設の役割、機能、運営方法等について多面的な検討を行い、施設の多角的有効利用を図る。

○利用者のニーズを的確に把握し、既存施設の利便性促進を図る。

(7) 地方公営企業の経営健全化等の推進

地方公営企業について、民間との適切な役割分担を踏まえた業務の在り方の見直しや民間的経営手法の積極的な導入等により、経営健全化等を一層推進する。

(8) 公正の確保と透明性の向上

○行政が住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視の下に、地方公共団体における公正の確保と透明性の向上を図る。

○既存の審議会や委員会等を総点検し、統廃合を進めるとともに有効活用に努める。
また、幅広い住民の意見を町政に反映していくため、各種審議会等に公募委員や女性委員を積極的に登用し、町政の公平性、透明性を更に向上させる。

6. その他

今後、法令や指針等の改正をはじめとした社会情勢の変化を捉え、必要な段階で見直しを検討する。また、本大綱の趣旨を踏まえ、集中改革プラン等に取り上げる項目以外についても常に見直しを行うものとする。